

法務省民二第844号  
平成26年12月18日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

地域再生法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省農村振興局長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

26農振第1564号

平成26年12月15日

法務省民事局長 殿

農林水産省農村振興局長

地域再生法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（照会）

今般、地域再生法の一部を改正する法律（平成26年法律第128号）が平成26年12月15日に施行され、この中で、地域農林水産業振興施設整備計画に係る農地法（昭和27年法律第229号）の特例として、同法第4条第1項又は第5条第1項の許可のみなし規定が措置されたところです。

これに伴い、改正後の地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく当該特例に係る農地等の登記の申請に必要な書類として、同法に基づき農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなされたことを証する地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る通知書の案を別紙1及び別紙2のとおり作成したので、当該書類が不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第5号ハの情報に当たると解して差し支えないか照会します。差し支えないということであれば、当該通知書について貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

(別紙1)

番 号  
年 月 日

殿

市町村長 印

地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る通知書

地域再生法第17条の2第1項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画を同条第4項の規定に基づき〇〇知事の同意を得て作成しましたので、通知いたします。

なお、本通知に係る地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として下記の者が下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第17条の3第1項の規定により、農地法第4条第1項の許可があったものとみなされます。

記

1 農地を転用する者の住所等

氏名	住所

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		

3 地域農林水産業振興施設の種類の種類

(施行注意)

別添として地域農林水産業振興施設整備計画及び農林水産省関係地域再生法施行規則第3条第2項に掲げる書類のうち本通知の宛先人に関する部分の写しを添付する。

(別紙2)

番 号  
年 月 日

殿

市町村長 印

地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る通知書

地域再生法第17条の2第1項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画を同条第4項の規定に基づき〇〇知事の同意を得て作成しましたので、通知いたします。

なお、本通知に係る地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として下記の者が下記農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第17条の3第2項の規定により、農地法第5条第1項の許可があったものとみなされます。

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定、移転の別	

3 地域農林水産業振興施設の種類の種類

(施行注意)

別添として地域農林水産業振興施設整備計画及び農林水産省関係地域再生法施行規則第3条第2項に掲げる書類のうち本通知の宛先人に関する部分の写しを添付する。

法務省民二第843号

平成26年12月18日

農林水産省農村振興局長 殿

法務省民事局長

地域再生法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（回答）  
本年12月15日付け26農振第1564号をもって照会のありました標記の件につ  
いては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。  
なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。